

令和 7 年度第 1 回海老名市個人情報保護審査会 次第

日 時 令和 7 年 4 月 2 2 日（火）

委嘱状交付式終了後

場 所 海老名市役所 3 階 政策審議室

1 開 会

2 議 題

- （１） 刑法の一部改正に伴う海老名市個人情報の保護に関する法律の施行に関する条例等の改正について（報告事項）
- （２） 番号法等の一部改正に伴う個人情報開示請求等の手続に係る様式の改正について（報告事項）
- （３） その他（資料配付）
 - ア 令和 6 年度個人情報保護制度の運用状況について
 - イ 令和 6 年度情報公開制度の運用状況について

3 閉 会

令和7年度第1回海老名市個人情報保護審査会 資料一式

資料No.	件名
1	説明資料（刑法の一部改正に伴う海老名市個人情報の保護に関する法律の施行に関する条例等の改正について（報告事項））
1－1	（参考資料）庁議資料・刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係例規の改正について
1－2	（参考資料）公布文・刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
1－3	（参考資料）新旧対照表（一部抜粋）・刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
1－4	（参考資料）法務省事務連絡・「刑法等の一部を改正する法律」及び「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律」の施行について 及び 「刑法等の一部を改正する法律」及び「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律」の施行に伴う関係条例等の改正について（マニュアル）【改訂版】

2	説明資料（番号法等の一部改正に伴う個人情報開示請求等の 手続に係る様式の改正について（報告事項））
2－1	（参考資料）庁議資料・個人情報開示請求等の手続に係る様式 の改正について
2－2	（参考資料）新旧対照表(案)・海老名市個人情報の保護に関す る法律等の施行に関する規則
2－3	（参考資料）個人情報の保護に関する法律施行規則、ガイドラ イン（行政機関等編）及び事務対応ガイドの改正について （通知）
3	【当日配付】令和6年度個人情報保護制度の運用状況について
4	【当日配付】令和6年度情報公開制度の運用状況について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 新旧対照表（抜粋）

新	旧
② 海老名市情報公開条例（平成14年条例第32号） 第32条 第20条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。	② 海老名市情報公開条例（平成14年条例第32号） 第32条 第20条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
③ 海老名市行政不服審査会条例（平成27年条例第50号） （罰則） 第15条 第2条第5項（第4条第4項において準用する場合を含む。）の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の拘禁刑又は500,000円以下の罰金に処する。	③ 海老名市行政不服審査会条例（平成27年条例第50号） （罰則） 第15条 第2条第5項（第4条第4項において準用する場合を含む。）の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。
④ 海老名市個人情報の保護に関する法律の施行に関する条例（令和4年条例第24号） 附 則 7 附則第3項各号に掲げる者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第4号に規定する保有個人情報（指定管理者が公の施設の管理に関する業務に関し取り扱う個人情報を含む。以下「旧保有個人情報」という。）を含む情報の集合物で、一定の事務の目的を達成するために特定の旧保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるようにしたもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。 8 附則第3項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た旧保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。 9 附則第6項の規定によりなお従前の例によることとされた義務に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。	④ 海老名市個人情報の保護に関する法律の施行に関する条例（令和4年条例第24号） 附 則 7 附則第3項各号に掲げる者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第4号に規定する保有個人情報（指定管理者が公の施設の管理に関する業務に関し取り扱う個人情報を含む。以下「旧保有個人情報」という。）を含む情報の集合物で、一定の事務の目的を達成するために特定の旧保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるようにしたもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。 8 附則第3項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た旧保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。 9 附則第6項の規定によりなお従前の例によることとされた義務に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 新旧対照表（抜粋）

新	旧
⑤ 海老名市個人情報保護審査会条例（令和4年条例第25号） （罰則） 第13条 第3条第6項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。	⑤ 海老名市個人情報保護審査会条例（令和4年条例第25号） （罰則） 第13条 第3条第6項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

（罰則の適用等に関する経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。））、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

（人の資格に関する経過措置）

- 4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

（海老名市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 5 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第6条の規定による改正後の海老名市一般職の職員の給与に関する条例第16条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第3項（第1号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係例規の改正について

1 改正の理由

刑法等の一部を改正する法律等（以下「改正法」といいます。）の施行により、「懲役」及び「禁錮」が廃止され、これらに代わって「拘禁刑」が創設されます。

これに伴い、当市の関係例規について所要の改正をするものです。

2 主な例規改正の内容

- （１） 条例 12件
- （２） 規則 2件
- （３） 規程（選管） 1件（行政委員会にて改正します。）

※各例規の名称、改正箇所等は別紙のとおり

3 施行期日等

令和7年6月1日（改正法の施行期日と同日）

施行日前の行為の処罰については改正前の条例を適用する等の経過措置を定めます。

4 今後のスケジュール

令和6年9月 政策会議、最高経営会議

令和6年9月下旬 検察庁へ協議の提出

※条例については罰則規定の改正を含むため、横浜地方検察庁への協議が必要となります。協議の提出から回答までに通常3か月程度を要します。

令和6年12月頃 検察庁から協議の回答

令和7年3月 令和7年第1回定例会に上程（議決後、速やかに公布）

令和7年6月1日 施行

5 その他

- （１） 2（３）のほか、要綱、要領等（例規以外で所管課において定めている様式等を含む。）については、各所管課で改正等の対応を行います。
- （２） 改正の対象となる例規に市議会所管の条例が含まれますが、各市の動向等を踏まえ、市議会からの依頼に基づき市長部局（文書法制課）にて他条例と一括して検察庁への協議その他の改正手続を行います。

(1) 条例 ※整理条例にて一括改正

No	例規名称	所管課	改正箇所	
1	海老名市表彰条例	秘書課	第 11 条第 3 号	禁錮
2	海老名市情報公開条例	文書法制課	第 32 条	懲役
3	海老名市行政不服審査会条例	文書法制課	第 15 条	懲役
4	海老名市個人情報の保護に関する法律の施行に関する条例	文書法制課	附則第 7 項～第 9 項	懲役
5	海老名市個人情報保護審査会条例	文書法制課	第 13 条	懲役
6	海老名市一般職の職員の給与に関する条例	職員課	第 16 条の 2 第 3 号・第 4 号、第 16 条の 3 第 1 項第 1 号・第 3 項第 1 号	禁錮
7	海老名市一般職の職員の分限に関する条例	職員課	第 7 条第 1 項	禁錮
8	海老名市環境保全条例	環境政策課	第 41 条	懲役
9	海老名市土地の埋立て等の規制に関する条例	環境政策課	第 17 条第 1 項	懲役
10	海老名市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例	消防総務課	第 6 条第 1 号	禁錮
11	海老名市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例	消防総務課	第 4 条第 1 号	禁錮
12	海老名市議会の個人情報の保護に関する条例	議会事務局	第 53 条～第 55 条	懲役

※

(2) 規則 ※整理規則にて一括改正

No	例規名称	所管課	改正箇所	
1	海老名市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則	職員課	第 7 条の 2 第 1 号	禁錮、懲役
2	海老名市自動車の臨時運行許可に関する規則	市民税課	第 1 号様式(第 2 条関係)	懲役

(3) 規程

No	例規名称	所管課	改正箇所	
1	海老名市公職選挙法令執行規程	選挙管理委員会事務局	第 14 号様式(第 16 条関係)	禁錮

※令和 6 年 12 月 6 日交付、令和 7 年 4 月 1 日施行にて条例を廃止したため、整理条例に含めておりません。



刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 日

海老名市長

内 野



刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(海老名市表彰条例の一部改正)

第1条 海老名市表彰条例（昭和39年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第11条第3号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(海老名市情報公開条例の一部改正)

第2条 海老名市情報公開条例（平成14年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第32条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(海老名市行政不服審査会条例の一部改正)

第3条 海老名市行政不服審査会条例（平成27年条例第50号）の一部を次のように改正する。

第15条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(海老名市個人情報の保護に関する法律の施行に関する条例の一部改正)

第4条 海老名市個人情報の保護に関する法律の施行に関する条例（令和4年条例第24号）の一部を次のように改正する。

附則第7項から第9項までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(海老名市個人情報保護審査会条例の一部改正)

第5条 海老名市個人情報保護審査会条例（令和4年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第13条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(海老名市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第6条 海老名市一般職の職員の給与に関する条例（昭和30年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第16条の2第3号及び第4号並びに第16条の3第1項第1号及び第3項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(海老名市一般職の職員の分限に関する条例の一部改正)

第7条 海老名市一般職の職員の分限に関する条例（昭和31年条例第43号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（海老名市環境保全条例の一部改正）

第8条 海老名市環境保全条例（昭和50年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第41条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（海老名市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正）

第9条 海老名市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（海老名市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部改正）

第10条 海老名市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例（昭和41年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（海老名市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正）

第11条 海老名市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第53条から第55条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

1. この条例は、令和7年6月1日から施行する。

（罰則の適用等に関する経過措置）

2. この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
3. この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規

定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第６７号。以下「刑法等一部改正法」という。）第２条の規定による改正前の刑法（明治４０年法律第４５号。以下この項において「旧刑法」という。）第１２条に規定する懲役（以下「懲役」という。）

（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第１３条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第１６条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

（人の資格に関する経過措置）

- ４ 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

（海老名市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- ５ 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和４年法律第６８号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第６条の規定による改正後の海老名市一般職の職員の給与に関する条例第１６条の３第１項（第１号に係る部分に限る。）及び第３項（第１号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 新旧対照表（抜粋）

新	旧
② 海老名市情報公開条例（平成14年条例第32号） 第32条 第20条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。	② 海老名市情報公開条例（平成14年条例第32号） 第32条 第20条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
③ 海老名市行政不服審査会条例（平成27年条例第50号） （罰則） 第15条 第2条第5項（第4条第4項において準用する場合を含む。）の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の拘禁刑又は500,000円以下の罰金に処する。	③ 海老名市行政不服審査会条例（平成27年条例第50号） （罰則） 第15条 第2条第5項（第4条第4項において準用する場合を含む。）の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。
④ 海老名市個人情報の保護に関する法律の施行に関する条例（令和4年条例第24号） 附 則 7 附則第3項各号に掲げる者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第4号に規定する保有個人情報（指定管理者が公の施設の管理に関する業務に関し取り扱う個人情報を含む。以下「旧保有個人情報」という。）を含む情報の集合物で、一定の事務の目的を達成するために特定の旧保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるようにしたもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。 8 附則第3項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た旧保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。 9 附則第6項の規定によりなお従前の例によることとされた義務に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。	④ 海老名市個人情報の保護に関する法律の施行に関する条例（令和4年条例第24号） 附 則 7 附則第3項各号に掲げる者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第4号に規定する保有個人情報（指定管理者が公の施設の管理に関する業務に関し取り扱う個人情報を含む。以下「旧保有個人情報」という。）を含む情報の集合物で、一定の事務の目的を達成するために特定の旧保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるようにしたもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。 8 附則第3項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た旧保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。 9 附則第6項の規定によりなお従前の例によることとされた義務に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 新旧対照表（抜粋）

新	旧
⑤ 海老名市個人情報保護審査会条例（令和4年条例第25号） （罰則） 第13条 第3条第6項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。	⑤ 海老名市個人情報保護審査会条例（令和4年条例第25号） （罰則） 第13条 第3条第6項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

（罰則の適用等に関する経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。））、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

（人の資格に関する経過措置）

- 4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

（海老名市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 5 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第6条の規定による改正後の海老名市一般職の職員の給与に関する条例第16条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第3項（第1号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

事 務 連 絡
令和 5 年 1 2 月 5 日

各 都 道 府 県 総 務 部 御中
(市町村(総務)、行政手続、人事、都道府県総合調整、地域の元気担当)
各 指 定 都 市 総 務 局 御中
(市町村(総務)、行政手続、人事、地域の元気担当)

法務省刑事局刑事法制管理官

「刑法等の一部を改正する法律」及び「刑法等の一部を改正する法律の
施行に伴う関係法律の整理等に関する法律」の施行について

第 2 0 8 回国会において成立した「刑法等の一部を改正する法律」(令和 4
年法律第 6 7 号)及び「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の
整理等に関する法律」(令和 4 年法律第 6 8 号)(以下併せて「改正法」とい
う。)は、令和 4 年 6 月 1 7 日に公布され、一部の規定を除き、令和 5 年 1 1
月 1 0 日に公布された刑法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令
(令和 5 年政令第 3 1 8 号)により、令和 7 年 6 月 1 日から施行されることと
なりました。

改正法は、懲役及び禁錮を廃止し、これらに代えて拘禁刑を創設することな
どを内容とするものですから、地方公共団体においては、改正法の施行までに、
条例や規則中の「懲役」・「禁錮」を「拘禁刑」に改める等の改正を行う必要
が生じます。

この点に関し、令和 5 年 7 月 2 8 日付けで、改正に対応するためのマニユ
アル等を参考送付させていただきましたが、改正法の施行期日が定まったことに
伴い、同マニュアル等を一部改訂しましたので、これらを活用いただき、適切
に御対応いただきますようお願いいたします。

また、各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村等(指定都市
を除く。)に対しても、この旨周知いただきますようお願いいたします。

なお、調査・照会(一斉調査)システムを通じて、各市区町村に対して、本
事務連絡についての情報提供を行っていることを申し添えます。

<添付書類>

- 1 「刑法等の一部を改正する法律」及び「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律」の施行に伴う関係条例等の改正について（マニュアル）【改訂版】※赤字が変更箇所
- 2 刑法等一部改正法等の施行に伴う関係条例等の改正について【改訂版】
- 3 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（参考例）※誤記の修正あり
- 4 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（参考例）・新旧対照条文
- 5 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（参考例）・参照条文

<法務省Y o u T u b e>

<https://youtu.be/FIHqrrjhueI>



「刑法等の一部を改正する法律」及び「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律」の施行に伴う関係条例等の改正について（マニュアル）【改訂版】

R 5 . 1 2 . 5

法務省刑事局

目次

第1	両法律の概要	1
1	改正の主な内容	1
2	施行日	1
3	その他	2
第2	地方公共団体において対応が必要となる事項	3
1	既存の条例等について「懲役」・「禁錮」を「拘禁刑」に改めること	3
2	経過措置を設けること	4
3	未施行の一部改正条例等との調整規定を設けること	5
第3	整理条例等の規定例	6
1	既存の条例等について「懲役」・「禁錮」を「拘禁刑」に改める規定例	6
2	整理条例等における経過措置の規定例	9
3	未施行の一部改正条例等との調整規定の例	11
第4	想定される立案スケジュール	13
参考		
第5	整理条例等の制定後に罰則又は人の資格に関する規定の新設等を行う場合	14
1	はじめに	14
2	基本的な考え方	14
3	上記2の基本的な考え方に基づく規定の例	15
4	条例等の名称の変更や条ずれに係る対応	17

第1 刑法等一部改正法等の概要

刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号。以下「整理等法」といい、刑法等一部改正法と整理等法を併せて「刑法等一部改正法等」という。）のうち、条例改正の可否等に関わる部分の概要は、次のとおりです。

1 改正の主な内容

- 懲役及び禁錮を廃止し、これらに代えて拘禁刑を創設する。
- 罰則の法定刑について、無期懲役及び無期禁錮は「無期拘禁刑」に改め、有期懲役及び有期禁錮は長期及び短期を現行のものと同一くする「有期拘禁刑」に改める。

2 施行日

公布日（令和4年6月17日）から起算して3年を超えない範囲内において政令で

定める日から施行することとされており、**今般、政令により、施行日が令和7年6月1日とされました。**

3 その他

刑法等一部改正法等の施行前にした行為の処罰及び人の資格に関する法令の規定の適用等について、所要の経過措置を設ける。

※ 刑法等一部改正法の新旧対照条文（抜粋）

改正後	改正前
(刑の種類) 第九条 死刑、 <u>拘禁刑</u> 、罰金、拘留及び科料を主刑とし、没収を付加刑とする。	(刑の種類) 第九条 死刑、 <u>懲役</u> 、 <u>禁錮</u> 、罰金、拘留及び科料を主刑とし、没収を付加刑とする。
(刑の軽重) 第十条 主刑の軽重は、前条に規定する順序による。	(刑の軽重) 第十条 主刑の軽重は、前条に規定する順序による。 <u>ただし、無期の禁錮と有期の懲役とでは禁錮を重い刑とし、有期の禁錮の長期が有期の懲役の長期の二倍を超えるときも、禁錮を重い刑とする。</u>
2・3 (略) (拘禁刑) 第十二条 <u>拘禁刑は、無期及び有期とし、有期拘禁刑は、一月以上二十年以下とする。</u>	2・3 (略) (懲役) 第十二条 <u>懲役は、無期及び有期とし、有期懲役は、一月以上二十年以下とする。</u>
2 <u>拘禁刑は、刑事施設に拘置する。</u>	2 <u>懲役は、刑事施設に拘置して所定の作業を行わせる。</u>
3 <u>拘禁刑に処せられた者には、改善更生を図るため、必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことができる。</u>	(新設)
第十三条 削除	(禁錮) 第十三条 <u>禁錮は、無期及び有期とし、有期禁錮は、一月以上二十年以下とする。</u>
(有期拘禁刑の加減の限度) 第十四条 死刑又は <u>無期拘禁刑</u> を減輕して <u>有期拘禁刑</u> とする場合においては、その長期を三十年とする。	2 <u>禁錮は、刑事施設に拘置する。</u> (有期の懲役及び禁錮の加減の限度) 第十四条 死刑又は <u>無期の懲役若しくは禁錮</u> を減輕して <u>有期の懲役又は禁錮</u> とする場合においては、その長期を三十年とする。
2 <u>有期拘禁刑</u> を加重する場合においては三十年にまで上げることができ、これを	2 <u>有期の懲役又は禁錮</u> を加重する場合においては三十年にまで上げることができ、

減軽する場合においては一月未満に下げることができる。 (拘留) 第十六条 (略) <u>2 拘留に処せられた者には、改善更生を図るため、必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことができる。</u> (公務執行妨害及び職務強要) 第九十五条 公務員が職務を執行するに当たり、これに対して暴行又は脅迫を加えた者は、三年以下の<u>拘禁刑</u>又は五十万円以下の罰金に処する。 2 (略) (現住建造物等放火) 第百八条 放火して、現に人が住居に使用し又は現に人がいる建造物、汽車、電車、艦船又は鉦坑を焼損した者は、死刑又は無期若しくは五年以上の<u>拘禁刑</u>に処する。 (非現住建造物等放火) 第百九条 放火して、現に人が住居に使用せず、かつ、現に人がいない建造物、艦船又は鉦坑を焼損した者は、二年以上の<u>有期拘禁刑</u>に処する。 2 前項の物が自己の所有に係るときは、六月以上七年以下の<u>拘禁刑</u>に処する。ただし、公共の危険を生じなかったときは、罰しない。	これを減軽する場合においては一月未満に下げることができる。 (拘留) 第十六条 (略) (新設) (公務執行妨害及び職務強要) 第九十五条 公務員が職務を執行するに当たり、これに対して暴行又は脅迫を加えた者は、三年以下の<u>懲役若しくは禁錮</u>又は五十万円以下の罰金に処する。 2 (略) (現住建造物等放火) 第百八条 放火して、現に人が住居に使用し又は現に人がいる建造物、汽車、電車、艦船又は鉦坑を焼損した者は、死刑又は無期若しくは五年以上の<u>懲役</u>に処する。 (非現住建造物等放火) 第百九条 放火して、現に人が住居に使用せず、かつ、現に人がいない建造物、艦船又は鉦坑を焼損した者は、二年以上の<u>有期懲役</u>に処する。 2 前項の物が自己の所有に係るときは、六月以上七年以下の<u>懲役</u>に処する。ただし、公共の危険を生じなかったときは、罰しない。
---	--

第2 地方公共団体において対応が必要となる事項

地方公共団体においては、刑法等一部改正法等の施行日までに、以下のとおり、条例や規則中の「懲役」・「禁錮」を「拘禁刑」に改めるとともに、所要の経過措置を設けるための整理条例や整理規則を立案・制定する必要があると考えられます。

なお、参考のため、整理条例の参考例を添付しております。

1 既存の条例等について「懲役」・「禁錮」を「拘禁刑」に改めること

刑法等一部改正法等の施行に伴い、「懲役」又は「禁錮（「禁こ」等の同義語を含む。以下同じ。）」（以下これらを併せて「改正対象字句」ということがある。）を含む条例や規則等の地方公共団体が制定した法令（以下「条例等」という。）の規定（例えば、罰則や人の資格に関する規定等）中、改正対象字句を「拘禁刑」に改める必要があります。

そのため、地方公共団体においては、既存の条例等（未施行のものを含む。）を調査して改正対象字句を特定した上、改正対象字句の改正を行う整理条例等（以下「整理条例等」という。）を制定する必要があります（規定の例は、第3の1(2)で後述します。）。

2 経過措置を設けること

(1) 罰則の適用等に関する経過措置及び人の資格に関する経過措置

ア 罰則の適用等に関する経過措置

整理条例等を制定した場合、整理条例等の施行日前の行為の処罰については、改正前の条例等を適用する（換言すれば、拘禁刑ではなく懲役又は禁錮により処罰する）ことが必要かつ相当であると考えられることから、改正前の条例等を適用するため、「なお従前の例による」との経過措置を設ける必要があります。

また、整理条例等による改正前に条例等が改廃された際に設けられた「なお従前の例による」との経過措置や改正前の条例等についての「なお効力を有する」、「改正前の条例の例による」又は「廃止前の条例の例による」との経過措置により適用することとされている当該改正前の条例等の規定は、それ自体の改正ができないことから、包括的な読替規定を設ける必要があります（規定の例は、第3の2(1)で後述します。）。

イ 人の資格に関する経過措置

整理条例等のうち、人の資格に関する条例等の規定について「懲役」・「禁錮」を「拘禁刑」に改正するものを制定した場合、当該整理条例等の施行後においては、拘禁刑に処せられた者だけでなく、懲役、禁錮又は刑法等一部改正法による改正前の刑法における拘留（以下「旧拘留」という。）に処せられた者も、資格制限等の対象とすべきであると考えられることから、人の資格に関する条例等の規定の適用について経過措置が必要となります。

もっとも、人の資格に関する法令の規定の適用についての経過措置である整理等法第443条第1項^{注1}は、懲役、禁錮又は旧拘留に処せられた者を拘禁刑又は拘留に処せられた者とみなすこととしており、人の資格に関する条例等の規定の適用についても同条の対象であることから（同条の「法令」には条例等も含むと考えられる。）、地方公共団体において、同様の経過規定を別途設ける必要はあり

注1 整理等法第443条第1項

「懲役、禁錮又は旧拘留に処せられた者に係る人の資格に関する法令の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ無期拘禁刑に処せられた者と、有期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ刑期を同じくする有期拘禁刑に処せられた者と、旧拘留に処せられた者は拘留に処せられた者とみなす。」

ません^{注2}。

他方、整理条例等による改正前に条例等が改廃された際に設けられた「なお従前の例による」との経過措置や改正前の条例等についての「なお効力を有する」、「改正前の条例の例による」又は「廃止前の条例の例による」との経過措置により適用することとされている当該改正前の条例等の規定については、それ自体の改正ができないことから、包括的な読替規定を設ける必要があります（規定の例は、第3の2(1)で後述します。）。

(2) その他の経過措置

罰則及び人の資格に関する規定以外の改正については、経過措置も含め個別に検討する必要があります（規定の例は、第3の2(2)(3)で後述します。）。

3 未施行の一部改正条例等との調整規定を設けること

整理条例等を立案する時点において、既存の条例等を改正する一部改正条例等であって、改正対象字句を含むものが、既に制定されているものの未施行である場合には、当該条例等（以下「未施行の一部改正条例等」という。）の改正の可否及び調整規定の可否等を検討し、整理条例等を立案する必要があります。

この場合、整理条例等においては、未施行の一部改正条例等の施行日と刑法等一部改正法等の施行日の先後関係によって、次のとおり、場合分けをして改正を行うとともに、調整規定を設けることとなります。

(1) 未施行の一部改正条例等が刑法等一部改正法等の施行日前に施行される場合^{注3}

未施行の一部改正条例等が刑法等一部改正法等より先に施行される場合、当該未施行の一部改正条例等自体の改正は不要であり、整理条例等において、当該未施行の一部改正条例等が施行されたことを前提として、当該未施行の一部改正条例等による改正後の既存の条例等の改正を行うこととなると考えられます。

注2 人の資格に関する条例等の規定のうち、その要件を「罰金以上の刑に処せられた者」とする規定や、法定刑として懲役又は禁錮が定められている罰則のある条例における「この法律の規定に違反して刑に処せられた者」とする規定など改正後の拘禁刑を包含するものについては、それ自体の改正は不要ですが、その文言の意味内容が変更されることから、これらの場合も経過措置の適用対象となります。

もっとも、上記に挙げた例であれば、整理等法第443条第1項の適用対象であることから、個別の経過措置を設ける必要はありません。

注3 具体的には、未施行の一部改正条例等のうち、次のものが該当すると考えられます。

① 施行日が令和7年5月31日以前のもの

② 施行日が「～年を超えない範囲内において規則で定める日」等とされている場合において、規則で定めることができる施行日の末日が令和7年5月31日以前とされているもの

(2) 未施行の一部改正条例等が刑法等一部改正法等の施行日以後に施行される場合^{注4}

未施行の一部改正条例等が刑法等一部改正法等の施行日以後に施行される場合、整理条例等において、改正対象字句を含む既存の条例等の改正を行うほか、当該未施行の一部改正条例等の改正を行う必要があると考えられます（規定の例は、第3の3(2)で後述します。）。

(3) 未施行の一部改正条例等の施行日と刑法等一部改正法等の施行日の先後が明らかでない場合^{注5}

未施行の一部改正条例等の施行日と刑法等一部改正法等の施行日の先後が明らかでない場合、整理条例等において、当該未施行の一部改正条例等による改正後の既存の条例等の改正を行うこととした上で、当該未施行の一部改正条例等の施行日と刑法等一部改正法等の施行日の先後が逆転する場合に備えた、いわゆる調整規定を設ける必要があると考えられます（規定の例は、第3の3(3)で後述します。）。

第3 整理条例等の規定例

以下においては、既存の条例に含まれる改正対象字句を「拘禁刑」に改めるとともに、所要の調整規定や経過措置を設ける一本の「整理条例」を制定する場合の手順を紹介します^{注6}。

なお、これらは、飽くまで一例として紹介するものです。

1 既存の条例等について「懲役」・「禁錮」を「拘禁刑」に改める規定例

(1) 前提となる改正対象字句の特定

例規集を参照するなどして、全ての条例について、刑法上の刑である「懲役」又は「禁錮」を意味する

- ・ 懲役
- ・ 禁錮（「^こ禁錮」を含む。）
- ・ 禁こ
- ・ 禁固^{注7}

の各字句の有無を調査します。

調査対象となる条例等には、施行済みのものだけでなく、未施行、未成立又は議

注4 具体的には、未施行の一部改正条例等のうち、次のものが該当すると考えられます。

① 施行日が令和7年6月1日以降のもの

② 施行日が「～年を超えない範囲内において規則で定める日」とされている場合において、規則で定めることができると考えられる施行日の初日が令和7年6月1日以降とされているもの

注5 具体的には、3(1)及び(2)に該当しないものがこれに当たると考えられます。

注6 なお、一本の「整理条例」を制定する以外の方法により対応することを妨げるものではありません。

注7 法律上の使用例はない表記ですが、条例としては例があるようです。

会に提出を予定しているものを含まず^{注8}。

(2) 条例中に使用されている「懲役」・「禁錮」を「拘禁刑」に改める規定例（第2の1に対応する規定例）

ア 改め文方式で改める場合

例1：「懲役」を「拘禁刑」に改めるべき箇所しかない条例が複数ある場合

（公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例等の一部改正）

第〇条 次に掲げる条例の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

- 一 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（昭和三十七年条例第百三号）第八条第一項、第二項及び第七項から第十項まで
- 二 浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和六十年条例第七十号）第十九条
- 三 暴力団排除条例（平成二十三年条例第五十四号）第三十三条第一項及び第二項

例2：条例中に「禁錮」、「禁錮」との文言があり、これらをいずれも「拘禁刑」に改めるべき場合

（職員の給与に関する条例の一部改正）

第〇条 職員の給与に関する条例（昭和二十六年条例第七十五号）の一部を次のように改正する。

第二十一条の二の二第三号及び第四号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二十一条の二の三第一項第一号及び第三項第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

イ 新旧対照表方式で改める場合

例1：罰則を改める場合（公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部改正）

改正後	改正前
（罰則） 第八条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の <u>拘禁刑</u> 又は五十万円以下の罰金に処する。 一・二 （略） 2 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の <u>拘禁刑</u> 又は百万円以下	（罰則） 第八条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の <u>懲役</u> 又は五十万円以下の罰金に処する。 一・二 （略） 2 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の <u>懲役</u> 又は百万円以下の

注8 改正対象字句の特定に遺漏等を生じると、刑法等一部改正法等の施行後に当該罰則を適用することができなくなると考えられますので、慎重な調査が必要となります。

なお、既に廃止されている条例や実効性を喪失している条例中の「懲役」・「禁錮」を「拘禁刑」に改める必要はありません。

の罰金に処する。 一・二 (略) 3～6 (略) 7 常習として第二項の違反行為をした者は、二年以下の<u>拘禁刑</u>又は百万円以下の罰金に処する。 8 常習として第一項の違反行為をした者は、一年以下の<u>拘禁刑</u>又は百万円以下の罰金に処する。 9 常習として第三項の違反行為をした者は、六月以下の<u>拘禁刑</u>又は百万円以下の罰金に処する。 10 常習として第四項の違反行為をした者は、六月以下の<u>拘禁刑</u>又は五十万円以下の罰金に処する。	罰金に処する。 一・二 (略) 3～6 (略) 7 常習として第二項の違反行為をした者は、二年以下の<u>懲役</u>又は百万円以下の罰金に処する。 8 常習として第一項の違反行為をした者は、一年以下の<u>懲役</u>又は百万円以下の罰金に処する。 9 常習として第三項の違反行為をした者は、六月以下の<u>懲役</u>又は百万円以下の罰金に処する。 10 常習として第四項の違反行為をした者は、六月以下の<u>懲役</u>又は五十万円以下の罰金に処する。
---	--

例 2：人の資格に関する規定を改める場合（職員の給与に関する条例の一部改正）

改 正 後	改 正 前
(期末手当の不支給) 第二十一条の二の二 (略) 一・二 (略) 三 基準日前一箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前二号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの 四 第二十一条の二の三第一項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの (期末手当の一時差止め) 第二十一条の二の三 (略) 一 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の	(期末手当の不支給) 第二十一条の二の二 (略) 一・二 (略) 三 基準日前一箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前二号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの 四 第二十一条の二の三第一項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの (期末手当の一時差止め) 第二十一条の二の三 (略) 一 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の

行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第六編に規定する略式手続によるものを除く。第三項第三号において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合 二・三 （略） 2 （略） 3 （略） 一 第一項第一号の規定により一時差止処分を受けた者（前条第一項の規定に該当する行為があると思料された場合を除く。次号及び第三号において同じ。）が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられなかつた場合 二～五 （略） 4～6 （略）	行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第六編に規定する略式手続によるものを除く。第三項第三号において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合 二・三 （略） 2 （略） 3 （略） 一 第一項第一号の規定により一時差止処分を受けた者（前条第一項の規定に該当する行為があると思料された場合を除く。次号及び第三号において同じ。）が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられなかつた場合 二～五 （略） 4～6 （略）
--	--

2 整理条例等における経過措置の規定例

(1) 罰則の適用等に関する経過措置及び人の資格に関する経過措置

上記第2の2(1)で言及した罰則の適用等に関する経過措置及び人の資格に関する経過措置については、整理等法第441条第1項及び第2項（罰則の適用等に関する経過措置）並びに第443条第2項（人の資格に関する経過措置）と同様に、整理条例等において、次のような規定を設けることが相当であると考えられます。

（罰則の適用等に関する経過措置） 第〇条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。 2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号。以下「刑法等一部改正法」という。）第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号。以下この項において「旧刑法」という。）第十二条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第十三条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）
--

（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第十六条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

（人の資格に関する経過措置）

第〇条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

（2）個別の経過措置

上記第2の2(2)で言及したその他の経過措置として、上記(1)の類型に当てはまらない規定、例えば、人の資格に関する規定のうち、刑に「処せられた」こと以外の事由を資格を制限する根拠としているものなど^{注9}については、整理条例等において、個別に経過措置を設ける必要があります。

例：「禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者」であることを資格を制限する根拠とする規定^{注10}

（職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第〇条 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第一条の規定による改正後の職員の給与に関する条例第二十一条の二の三第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第三項（第三号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

（3）経過措置の規則への委任規定について

経過措置の中には、そのうちの技術的読替部分を規則で定めることが相当なものなど、規則に規定を置くことが必要となるものもあり得ると考えられます。そのような場合には、整理等法第509条（経過措置の政令への委任）と同様に、整理条例等において、次のような規定を設ける必要があります。

（経過措置の規則への委任）

注9 その他、裁判所法第26条第2項第2号のように、罰則又は人の資格に関する規定に該当しないものの、対象となる事柄に該当するか否かについて死刑又は無期若しくは短期1年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪であるか否かを問題とするものなども、上記(1)の類型に当てはまらない規定の例として挙げられます。なお、同条の経過措置は、整理等法第475条第2項で規定されています。

注10 一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴う経過措置に関する整理等法第497条参照。

第〇条 この編に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、規則で定める。

3 未施行の一部改正条例等との調整規定の例

(1) 未施行の一部改正条例等が刑法等一部改正法等の施行日前に施行される場合（上記第2の3(1)に該当する場合）

未施行の一部改正条例等が施行されたことを前提に既存の条例等の改正を行うこととなるので、特段の調整規定は必要ありません。

(2) 未施行の一部改正条例等が刑法等一部改正法等の施行日以後に施行される場合（上記第2の3(2)に該当する場合）の規定例

例：A条例の一部を改正する条例が刑法等一部改正法等の施行日以後に施行される場合において、A条例第X条が

「第X条 ～した者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。」

とされ、A条例の一部を改正する条例が

「A条例の一部を次のように改正する。

第X条の次に次の一条を加える。

第X条の二 ～した者は、二年以下の懲役に処する。」

とされているとき。

改め文方式による場合の整理条例等の規定例は、次のとおりです。

この場合、整理条例等において、既存の条例等を改正する下記第P条のような規定のほか、未施行の一部改正条例等を改正する下記第Q条のような規定を設ける必要があります。^{注11注12}

（A条例の一部改正）

第P条 A条例の一部を次のように改正する。

第X条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（中略）

注11 この場合、A条例及びA条例の一部を改正する条例は、次のような改正経過をたどることとなります。

① 刑法等一部改正法等の施行日以後

ア A条例

「第X条 ～した者は、一年以下の拘禁刑又は二十万円以下の罰金に処する。」

イ A条例の一部を改正する条例

「A条例の一部を次のように改正する。

第X条の次に次の一条を加える。

第X条の二 ～した者は、二年以下の拘禁刑に処する。」

② A条例の一部を改正する条例の施行日以後

○ A条例

「第X条 ～した者は、一年以下の拘禁刑又は二十万円以下の罰金に処する。

第X条の二 ～した者は、二年以下の拘禁刑に処する。」

注12 一部改正条例の改正を新旧対照表方式により行っている例は見当たりませんでした。が、本文1(2)イと同様に対応することが考えられます。

(A 条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 Q 条 A 条例の一部を改正する条例を次のように改正する。

第 X 条の次に一条を加える改正規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(3) 未施行の一部改正条例等の施行日と刑法等一部改正法等の施行日の先後が明らかでない場合（上記第 2 の 3 (3) に該当する場合）の規定例（調整規定の例）

例：A 条例の一部を改正する条例の施行日と刑法等一部改正法等の施行日の先後が明らかでない場合において、A 条例第 X 条が

「第 X 条 ～した者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。」

とされ、A 条例の一部を改正する条例が

「A 条例の一部を次のように改正する。

第 X 条の次に次の一条を加える。

第 X 条の二 ～した者は、二年以下の懲役に処する。」

とされているとき。

改め文方式による場合の整理条例等の規定例は、次のとおりです。

この場合、整理条例等において、未施行の一部改正条例等による改正後の既存の条例等を改正する下記第 P 条のような規定とともに、未施行の一部改正条例等の施行日が刑法等一部改正法等の施行日以後となる場合に備えた下記第 Q 条のような調整規定を設ける必要があります。^{注 13}

注 13 A 条例の一部を改正する条例が刑法等一部改正法等より先に施行される場合は、A 条例及び A 条例の一部を改正する条例は、次のような改正経過をたどることとなります。

① A 条例の一部を改正する条例施行日以後

○ A 条例

「第 X 条 ～した者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第 X 条の二 ～した者は、二年以下の懲役に処する。」

② 刑法等一部改正法等の施行日以後

○ A 条例

「第 X 条 ～した者は、一年以下の拘禁刑又は二十万円以下の罰金に処する。

第 X 条の二 ～した者は、二年以下の拘禁刑に処する。」（第 P 条による改正）

他方、A 条例の一部を改正する条例が刑法等一部改正法等の施行日以後に施行される場合は、A 条例及び A 条例の一部を改正する条例は、次のような改正経過をたどることとなります。

① 刑法等一部改正法等の施行日以後

○ A 条例

「第 X 条 ～した者は、一年以下の拘禁刑又は二十万円以下の罰金に処する。」

（第 P 条による改正）

○ A 条例の一部を改正する条例

「A 条例の一部を次のように改正する。

第 X 条の次に次の一条を加える。

第 X 条の二 ～した者は、二年以下の拘禁刑に処する。」（第 Q 条による改正）

② A 条例の一部を改正する条例の施行日以後

○ A 条例

「第 X 条 ～した者は、一年以下の拘禁刑又は二十万円以下の罰金に処する。

第 X 条の二 ～した者は、二年以下の拘禁刑に処する。」

(A 条例の一部改正) 第 P 条 A 条例の一部を次のように改正する。 第 X 条及び第 X 条の二中「懲役」を「拘禁刑」に改める。 (中略) (A 条例の一部を改正する条例の一部改正に伴う調整規定) 第 Q 条 A 条例の一部を改正する条例の施行の日がこの条例の施行の日以後となる場合には、A 条例の一部を改正する条例のうち第 X 条の次に一条を加える改正規定中「懲役」を「拘禁刑」とする。 2 前項の場合において、第 P 条 (A 条例第 X 条及び第 X 条の二の改正規定中第 X 条の二に係る部分に限る。) の規定は、適用しない。

第 4 想定される立案スケジュール

整理条例等は、刑法等一部改正法等の施行と同時に施行する必要があることから、その制定に向けたスケジュールとしては、以下のようなものが考えられます。

- 既存の条例等の調査(改正対象字句の特定) 遅くとも 令和 6 年夏頃まで
- 条例案等の策定作業・検察庁への協議^{注 1 4} 令和 6 年末まで
- 整理条例等の制定 (議会における審議等) 令和 6 年度末 (令和 7 年 3 月の議会) まで

注 1 4 同時期に多数の地方公共団体から検察庁への協議がなされることが見込まれることから、協議に時間を要する可能性があります。時間的な余裕を十分にお取りいただくよう、お願い申し上げます。

参考

第5 整理条例等の制定後に罰則又は人の資格に関する規定の新設等を行う場合

整理条例等の制定後に罰則又は人の資格に関する規定の新設等を行う場合は必ずしも多くないように思われるものの、念のため、その場合の留意点を記載します。

1 はじめに

整理条例等の制定後、刑法等一部改正法等の施行前に、更に条例等を改正して罰則又は人の資格に関する規定の新設等を行う場合等において、その新設規定等において刑法上の刑事施設に収容する刑（拘留を除く。）を規定するに当たっては、刑法等一部改正法等の施行前は「懲役」・「禁錮」としつつ、施行後は「拘禁刑」となるよう調整する必要があります。

また、整理条例等の制定後、刑法等一部改正法等の施行前に立案される条例等（以下「後立案条例等」という。）により条例等の名称変更や条ずれが生じるときは、後立案条例等の施行日と刑法等一部改正法等の施行日の先後関係によっては調整を図る必要があります、その場合の調整規定等を含めた規定ぶりについても検討する必要があります。

そこで、法律の立案においてとられている考え方を条例等に置き換えて、その基本的な考え方を説明することとします。

2 基本的な考え方

(1) 罰則及び人の資格に関する規定の新設等に関する基本的な考え方

後立案条例等においては、刑法等一部改正法等による改正内容を前提として改正を行う、すなわち、

- 罰則及び人の資格に関する規定においては、「懲役」・「禁錮」ではなく、「拘禁刑」と規定する
- 後立案条例等の施行日と刑法等一部改正法等の施行日の先後に応じて、「拘禁刑」とあるのを「懲役（禁錮）」と読み替える規定などの所要の調整規定等を設ける

こととして、一貫した方針によって条例案等を立案することが考えられます。

後立案条例等の施行日と刑法等一部改正法等の施行日の先後については、上記第2の2における未施行の一部改正条例等の施行日と刑法等一部改正法等の施行日の先後関係と同様に考えることができます。

(2) 罰則の適用等及び人の資格に関する調整規定等に関する基本的な考え方

ア 罰則の適用等に関する調整規定等について

前述のとおり、刑法等一部改正法等の施行前にした行為については、懲役・禁錮・旧拘留等の刑法等一部改正法等による改正前の刑法における刑に処し、施行後にした行為については、拘禁刑・拘留等の刑法等一部改正法等による改正後の刑法における刑に処することとなることから、後立案条例等により新設される罰則についても、刑法等一部改正法等の施行前にした行為については懲役若しくは

禁錮又は旧拘留に処することができるよう、所要の読替規定を設ける必要があると考えられます。

イ 人の資格に関する調整規定等について

後立案条例等により新設される人の資格に関する規定については、刑法等一部改正法の施行前においては、その適用対象に懲役・禁錮に処せられた者を含めるための所要の読替規定を設ける必要があると考えられます。

他方、刑法等一部改正法等の施行後においては、整理等法第443条第1項^{注15}により、懲役・禁錮に処せられた者も「拘禁刑に処せられた者」とみなされることとなることから、別途の調整規定等は不要であると考えられます。

3 上記2の基本的な考え方に基づく規定の例

(1) 罰則及び人の資格に関する規定の例

ア 罰則の例

第★条 ○○した者は、×年以下の拘禁刑に処する。

イ 人の資格に関する規定の例

第◆条 次の各号に該当する者は、登録を受けることができない。

- 一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して×年を経過しない者
- 二 (略)

(2) 罰則の適用等に関する調整規定等の例

ア 後立案条例等の施行日が刑法等一部改正法等の施行日以後であるとき
調整規定等は不要であると考えられます。

イ 後立案条例等の施行日が刑法等一部改正法等の施行日より前であるとき
後立案条例等の施行時点では、刑法が定める刑は「懲役」又は「禁錮」であり、刑法等一部改正法等の施行前にした行為に対して罰則を適用するためには、「拘禁刑」を「懲役」又は「禁錮」に読み替える必要があることから、後立案条例等において、次のような読替規定（経過措置）を設ける必要があると考えられます。

(○○条例の一部改正に伴う経過措置)

附則第◇条 刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）の施行の日（以下この条において「刑法施行日」という。）の前日までの間における第△条の規定による改正後の○○条例第★条の規定の適用については、同条中「拘禁刑」とあるのは、「懲役（禁錮）」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対する同条の規定の適用についても、同様

注15 整理等法第443条第1項につき、前掲注2を御参照ください。

とする。

ウ 後立案条例等の施行日と刑法等一部改正法等の施行日の先後が明らかな場合

後立案条例等の施行日が刑法等一部改正法等の施行日より前となった場合に備えて、上記イと同様の考え方に基づき、後立案条例等において、次のような読替規定（調整規定）を設ける必要があると考えられます。

（調整規定）

附則第◇'条 この条例の施行の日が刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）の施行の日（以下この条において「刑法施行日」という。）前である場合には、刑法施行日の前日までの間における第△条の規定による改正後の〇〇条例第★条の規定の適用については、同条中「拘禁刑」とあるのは、「懲役（禁錮）」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対する同条の規定の適用についても、同様とする。

(3) 人の資格に関する調整規定等の例

ア 後立案条例等の施行日が刑法等一部改正法等の施行日以後であるとき
調整規定等は不要であると考えられます。

イ 後立案条例等の施行日が刑法等一部改正法等の施行日より前であるとき

後立案条例等の施行時点では、刑法が定める刑は「懲役」又は「禁錮」であり、後立案条例等の施行日から刑法等一部改正法等の施行日の前日までの間に人の資格に関する規定を適用するためには、「拘禁刑（以上の刑）」を「禁錮（以上の刑）」に読み替える必要があることから、後立案条例等において、次のような経過措置を設ける必要があると考えられます。

（〇〇条例の一部改正に伴う経過措置）

附則第◇条 この条例の施行の日から刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）の施行の日の前日までの間における第△条の規定による改正後の〇〇条例第★条の規定の適用については、同条中「拘禁刑」とあるのは、「禁錮」とする。

ウ 後立案条例等の施行日と刑法等一部改正法等の施行日の先後が明らかな場合

後立案条例等の施行日が刑法等一部改正法等の施行日より前となった場合に備えて、上記イと同様の考え方に基づき、後立案条例等において、次のような調整規定を設ける必要があると考えられます。

（調整規定）

附則第◇'条 この条例の施行の日が刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）の施行の日前である場合には、同法の施行の日の前日までの間における第△条の規定による改正後の〇〇条例第★条の規定の適用に

については、同条中「拘禁刑」とあるのは、「禁錮」とする。

(4) 上記(2)及び(3)の調整規定等の施行日について

上記(2)及び(3)の調整規定等は、いずれも、当該調整規定等の適用対象となる罰則又は人の資格に関する規定と同時に施行する必要があると考えられます。

4 条例等の名称の変更や条ずれに係る対応

後立案条例等による条例の名称の変更や条ずれについては、整理条例等における条例名や条文の引用の問題を生じ得ることから、上記第2の2における未施行条例等の施行日と刑法等一部改正法等の施行日の先後関係と同様に、後立案条例等の施行日と刑法等一部改正法等の施行日の先後関係に分けて考え、対応する必要があります。

(1) 後立案条例等の施行日が刑法等一部改正法等の施行日以後であるとき

調整規定等は不要であると考えられます。

(2) 後立案条例等の施行日が刑法等一部改正法等の施行日より前であるとき

整理条例等の施行前に後立案条例等による条例等の名称の変更又は条ずれが生じることとなることから、そのことを前提に整理条例等が施行されることとなるよう、後立案条例等に、次のような改正規定を設ける必要があると考えられます。

(条例等の名称の変更の場合)

(刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の一部改正)

附則第◇条 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例第△条（見出しを含む。）中「【変更前の名称】」を「【変更後の名称】」に改める。

(条ずれの場合)

(刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の一部改正)

附則第◇'条 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の一部を次のように改正する。

第△条のうち【改正対象条例の名称】第○条の改正規定中「第○条」を「第○+α条」に改める。

(3) 後立案条例等の施行日と刑法等一部改正法等の施行日の先後が明らかな場合

後立案条例等の施行日が刑法等一部改正法等の施行日よりも前となった場合に備えて、上記(2)と同様の考え方にに基づき、後立案条例等に、次のような調整規定を設ける必要があると考えられます。

(条例等の名称の変更の場合)

(調整規定)

附則第◇条 この条例の施行の日が刑法等の一部を改正する法律の施行に伴

う関係条例の整理等に関する条例の施行の日前である場合には、同条例第△条（見出しを含む。）中「【変更前の名称】」とあるのは、「【変更後の名称】」とする。

（条ずれの場合）

（調整規定）

附則第◇'条 この条例の施行の日が刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の施行の日前である場合には、同条例第△条のうち、【改正対象条例の名称】第○条の改正規定中「第○条」とあるのは、「第○+α条」とする。

個人情報開示請求等の手続に係る様式の改正について

1 改正の理由

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」において従来の健康保険証が廃止されることに伴い、個人情報の保護に関する法律施行令、個人情報の保護に関する法律施行規則並びに個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン及び事務対応ガイドが改正されたため、本市においても規則に定める様式の改正を行うものです。

2 例規改正の内容

(1) 対象例規

海老名市個人情報の保護に関する法律等の施行に関する規則

(2) 改正内容

以下の各様式から「健康保険被保険者証」を削る。

保有個人情報開示請求書（第 3 号様式）

保有個人情報訂正請求書（第 14 号様式）

保有個人情報利用停止請求書（第 22 号様式）

3 施行期日等

公布の日から施行

4 今後のスケジュール

令和 7 年 4 月 政策会議、最高経営会議

令和 7 年 4 月 22 日 海老名市個人情報保護審査会にて報告

公布の日から施行

5 その他

- (1) 海老名市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程も同様の改正が必要となることから、議会事務局と調整中です。
- (2) 教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び監査委員規程については、市規則の例によるとなっていることから、改正は不要です。
- (3) 公布後に各課文書主任者宛に通知文を発出し、周知いたします。

海老名市個人情報の保護に関する法律等の施行に関する規則（令和4年規則第32号）新旧対照表

（傍線の部分は、改正部分）

新	旧
第3号様式（第7条関係） 保有個人情報開示請求書 年 月 日 海老名市長 殿 （ふりがな） 氏名 _____ 住所又は居所 〒 _____ 電話番号 （ ） _____ 個人情報の保護に関する法律第77条第1項の規定に基づき、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。 1 開示を請求する保有個人情報（具体的に特定してください。） _____ 2 求める開示の実施方法等（本欄の記載は任意です。） ア又はイに○印を付してください。アを選択した場合は、実施の方法及び希望日を記載してください。 ア 事務所における開示の実施を希望する。 ＜実施の方法＞ ☐閲覧 ☐写しの交付 ☐その他（ ） ＜実施の希望日＞ 年 月 日 イ 写しの送付を希望する。 3 本人確認等 ア 請求者 ☐本人 ☐法定代理人 ☐任意代理人 イ 請求者本人確認書類 ☐運転免許証 <u>☐健康保険被保険者証</u> ☐個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） ☐在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 ☐その他（ ） ※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。 ウ 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。） （ア） 本人の状況 ☐未成年者（ 年 月 日生） ☐成年被後見人 ☐任意代理人委任者 （イ） <u>本人の氏名</u> （ウ） <u>本人の住所又は居所</u> エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 ☐戸籍謄本 ☐登記事項証明書 ☐その他（ ） オ 任意代理人が請求する場合、次の書類を提出してください。 請求資格確認書類 ☐委任状 ☐その他（ ）	第3号様式（第7条関係） 保有個人情報開示請求書 年 月 日 海老名市長 殿 （ふりがな） 氏名 _____ 住所又は居所 〒 _____ 電話番号 （ ） _____ 個人情報の保護に関する法律第77条第1項の規定に基づき、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。 1 開示を請求する保有個人情報（具体的に特定してください。） _____ 2 求める開示の実施方法等（本欄の記載は任意です。） ア又はイに○印を付してください。アを選択した場合は、実施の方法及び希望日を記載してください。 ア 事務所における開示の実施を希望する。 ＜実施の方法＞ ☐閲覧 ☐写しの交付 ☐その他（ ） ＜実施の希望日＞ 年 月 日 イ 写しの送付を希望する。 3 本人確認等 ア 請求者 ☐本人 ☐法定代理人 ☐任意代理人 イ 請求者本人確認書類 ☐運転免許証 <u>☐健康保険被保険者証</u> ☐個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） ☐在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 ☐その他（ ） ※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。 ウ 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。） （ア） 本人の状況 ☐未成年者（ 年 月 日生） ☐成年被後見人 ☐任意代理人委任者 （イ） <u>本人の氏名</u> （ウ） <u>本人の住所又は居所</u> エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 ☐戸籍謄本 ☐登記事項証明書 ☐その他（ ） オ 任意代理人が請求する場合、次の書類を提出してください。 請求資格確認書類 ☐委任状 ☐その他（ ）

新

第14号様式（第22条関係）

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

海老名市長 殿

(ふりがな)

氏名

住所又は居所

〒 電話番号 ()

個人情報の保護に関する法律第91条第1項の規定に基づき、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

1 訂正請求の内容

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号: 、口付: 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨) (理由)

2 本人確認等

ア 請求者 ☐ 本人 ☐ 法定代理人 ☐ 任意代理人
イ 請求者本人確認書類 ☐ 運転免許証 ☐ 健康保険被保険者証 ☐ 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） ☐ 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 ☐ その他 () ※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
ウ 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。） (ア) 本人の状況 ☐ 未成年者 (年 月 日生) ☐ 成年被後見人 ☐ 任意代理人委任者 (イ) (ふりがな) 本人の氏名
(ウ) 本人の住所又は居所
エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 ☐ 戸籍謄本 ☐ 登記事項証明書 ☐ その他 ()
オ 任意代理人が請求する場合、次の書類を提出してください。 請求資格確認書類 ☐ 委任状 ☐ その他 ()

旧

第14号様式（第22条関係）

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

海老名市長 殿

(ふりがな)

氏名

住所又は居所

〒 電話番号 ()

個人情報の保護に関する法律第91条第1項の規定に基づき、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

1 訂正請求の内容

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号: 、口付: 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨) (理由)

2 本人確認等

ア 請求者 ☐ 本人 ☐ 法定代理人 ☐ 任意代理人
イ 請求者本人確認書類 ☐ 運転免許証 ☐ 健康保険被保険者証 ☐ 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） ☐ 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 ☐ その他 () ※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
ウ 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。） (ア) 本人の状況 ☐ 未成年者 (年 月 日生) ☐ 成年被後見人 ☐ 任意代理人委任者 (イ) (ふりがな) 本人の氏名
(ウ) 本人の住所又は居所
エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 ☐ 戸籍謄本 ☐ 登記事項証明書 ☐ その他 ()
オ 任意代理人が請求する場合、次の書類を提出してください。 請求資格確認書類 ☐ 委任状 ☐ その他 ()

新

第22号様式（第30条関係）

保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

海老名市長 殿

(ふりがな)
氏名
住所又は居所
〒 電話番号 ()

個人情報の保護に関する法律第99条第1項の規定に基づき、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

1 利用停止請求の内容

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号: 、日付: 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等
利用停止請求の趣旨及び理由	(趣旨) □第1号該当 → □利用の停止 □消去 □第2号該当 → 提供の停止 (理由)

2 本人確認等

ア 請求者 ☐ 本人 ☐ 法定代理人 ☐ 任意代理人
イ 請求者本人確認書類 ☐ 運転免許証 ☐ 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） ☐ 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 □その他（ ） ※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
ウ 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。） (ア) 本人の状況 ☐ 未成年者（ 年 月 日生） ☐ 成年被後見人 □任意代理人委任者 (イ) 本人の氏名 (ウ) 本人の住所又は居所
エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 ☐ 戸籍謄本 ☐ 登記事項証明書 □その他（ ）
オ 任意代理人が請求する場合、次の書類を提出してください。 請求資格確認書類 ☐ 委任状 □その他（ ）

旧

第22号様式（第30条関係）

保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

海老名市長 殿

(ふりがな)
氏名
住所又は居所
〒 電話番号 ()

個人情報の保護に関する法律第99条第1項の規定に基づき、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

1 利用停止請求の内容

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号: 、日付: 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等
利用停止請求の趣旨及び理由	(趣旨) □第1号該当 → □利用の停止 □消去 □第2号該当 → 提供の停止 (理由)

2 本人確認等

ア 請求者 ☐ 本人 ☐ 法定代理人 ☐ 任意代理人
イ 請求者本人確認書類 ☐ 運転免許証 ☒ 健康保険被保険者証 ☐ 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） ☐ 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 □その他（ ） ※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
ウ 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。） (ア) 本人の状況 ☐ 未成年者（ 年 月 日生） ☐ 成年被後見人 □任意代理人委任者 (イ) 本人の氏名 (ウ) 本人の住所又は居所
エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 ☐ 戸籍謄本 ☐ 登記事項証明書 □その他（ ）
オ 任意代理人が請求する場合、次の書類を提出してください。 請求資格確認書類 ☐ 委任状 □その他（ ）

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に行われているこの規則による改正前の海老名市個人情報の保護に関する法律等の施行に関する規則（以下「旧規則」という。）に規定する様式による請求は、この規則による改正後に規定する相当様式による請求とみなす。
- 3 旧規則に定める様式に基づいて作成した用紙は、この規則の施行後においても当分の間、必要な調整をして使用することができる。

海老名市個人情報の保護に関する法律等の施行に関する規則（令和4年規則第32号）新旧対照表

(傍線の部分は、改正部分)

新	旧
第3号様式（第7条関係） 保有個人情報開示請求書 年 月 日 海老名市長 殿 (ふりがな) 氏名 _____ 住所又は居所 〒 _____ 電話番号 () _____ 個人情報の保護に関する法律第77条第1項の規定に基づき、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。 1 開示を請求する保有個人情報（具体的に特定してください。） _____ 2 求める開示の実施方法等（本欄の記載は任意です。） ア又はイに○印を付してください。アを選択した場合は、実施の方法及び希望日を記載してください。 ア 事務所における開示の実施を希望する。 ＜実施の方法＞ ☐閲覧 ☐写しの交付 ☐その他（ _____ ） ＜実施の希望日＞ _____ 年 _____ 月 _____ 日 イ 写しの送付を希望する。 3 本人確認等 ア 請求者 ☐本人 ☐法定代理人 ☐任意代理人 イ 請求者本人確認書類 ☐運転免許証 <u>☐健康保険被保険者証</u> ☐個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） ☐在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 ☐その他（ _____ ） ※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。 ウ 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。） (ア) 本人の状況 ☐未成年者（ _____ 年 _____ 月 _____ 日生） ☐成年被後見人 ☐任意代理人委任者 (イ) <u>本人の氏名</u> _____ (ウ) <u>本人の住所又は居所</u> _____ エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 ☐戸籍謄本 ☐登記事項証明書 ☐その他（ _____ ） オ 任意代理人が請求する場合、次の書類を提出してください。 請求資格確認書類 ☐委任状 ☐その他（ _____ ）	第3号様式（第7条関係） 保有個人情報開示請求書 年 月 日 海老名市長 殿 (ふりがな) 氏名 _____ 住所又は居所 〒 _____ 電話番号 () _____ 個人情報の保護に関する法律第77条第1項の規定に基づき、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。 1 開示を請求する保有個人情報（具体的に特定してください。） _____ 2 求める開示の実施方法等（本欄の記載は任意です。） ア又はイに○印を付してください。アを選択した場合は、実施の方法及び希望日を記載してください。 ア 事務所における開示の実施を希望する。 ＜実施の方法＞ ☐閲覧 ☐写しの交付 ☐その他（ _____ ） ＜実施の希望日＞ _____ 年 _____ 月 _____ 日 イ 写しの送付を希望する。 3 本人確認等 ア 請求者 ☐本人 ☐法定代理人 ☐任意代理人 イ 請求者本人確認書類 ☐運転免許証 <u>☐健康保険被保険者証</u> ☐個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） ☐在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 ☐その他（ _____ ） ※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。 ウ 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。） (ア) 本人の状況 ☐未成年者（ _____ 年 _____ 月 _____ 日生） ☐成年被後見人 ☐任意代理人委任者 (イ) <u>本人の氏名</u> _____ (ウ) <u>本人の住所又は居所</u> _____ エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 ☐戸籍謄本 ☐登記事項証明書 ☐その他（ _____ ） オ 任意代理人が請求する場合、次の書類を提出してください。 請求資格確認書類 ☐委任状 ☐その他（ _____ ）

(案)

海老名市個人情報の保護に関する法律等の施行に関する規則（令和4年規則第32号）新旧対照表

(傍線の部分は、改正部分)

新

旧

第14号様式（第22条関係）

保有個人情報訂正請求書

海老名市長 殿

(ふりがな)

氏名

住所又は居所

〒

電話番号

年 月 日

個人情報の保護に関する法律第91条第1項の規定に基づき、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

1 訂正請求の内容

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： 、口付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨) (理由)

2 本人確認等

ア 請求者 ☐ 本人 ☐ 法定代理人 ☐ 任意代理人
イ 請求者本人確認書類 ☐ 運転免許証 ☐ 健康保険被保険者証 ☐ 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） ☐ 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 ☐ その他（ ） ※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
ウ 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。） (ア) 本人の状況 ☐ 未成年者（ 年 月 日生） ☐ 成年被後見人 ☐ 任意代理人委任者 (イ) 本人の氏名 (ウ) 本人の住所又は居所
エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 ☐ 戸籍謄本 ☐ 登記事項証明書 ☐ その他（ ）
オ 任意代理人が請求する場合、次の書類を提出してください。 請求資格確認書類 ☐ 委任状 ☐ その他（ ）

第14号様式（第22条関係）

保有個人情報訂正請求書

海老名市長 殿

(ふりがな)

氏名

住所又は居所

〒

電話番号

年 月 日

個人情報の保護に関する法律第91条第1項の規定に基づき、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

1 訂正請求の内容

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： 、口付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨) (理由)

2 本人確認等

ア 請求者 ☐ 本人 ☐ 法定代理人 ☐ 任意代理人
イ 請求者本人確認書類 ☐ 運転免許証 ☐ 健康保険被保険者証 ☐ 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） ☐ 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 ☐ その他（ ） ※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
ウ 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。） (ア) 本人の状況 ☐ 未成年者（ 年 月 日生） ☐ 成年被後見人 ☐ 任意代理人委任者 (イ) 本人の氏名 (ウ) 本人の住所又は居所
エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 ☐ 戸籍謄本 ☐ 登記事項証明書 ☐ その他（ ）
オ 任意代理人が請求する場合、次の書類を提出してください。 請求資格確認書類 ☐ 委任状 ☐ その他（ ）

(案)

海老名市個人情報の保護に関する法律等の施行に関する規則（令和4年規則第32号）新旧対照表

(傍線の部分は、改正部分)

新	旧												
第22号様式（第30条関係） 保有個人情報利用停止請求書 年 月 日 海老名市長 殿 (ふりがな) 氏名 _____ 住所又は居所 〒 _____ 電話番号 () _____ 個人情報の保護に関する法律第99条第1項の規定に基づき、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。 1 利用停止請求の内容 <table border="1"> <tr> <td>利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日</td><td>年 月 日</td></tr> <tr> <td>開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報</td><td>開示決定通知書の文書番号: _____、日付: 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等 _____</td></tr> <tr> <td>利用停止請求の趣旨及び理由</td><td>(趣旨) □第1号該当 → □利用の停止 □消去 □第2号該当 → 提供の停止 (理由)</td></tr> </table> 2 本人確認等 ア 請求者 ☐ 本人 ☐ 法定代理人 ☐ 任意代理人 イ 請求者本人確認書類 ☐ 運転免許証 _____ ☐ 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） ☐ 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 ☐ その他（ ） ※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。 ウ 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。） (ア) 本人の状況 ☐ 未成年者（ 年 月 日生） ☐ 成年被後見人 ☐ 任意代理人委任者 (イ) (ふりがな) 本人の氏名 _____ (ウ) 本人の住所又は居所 _____ エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 ☐ 戸籍謄本 ☐ 登記事項証明書 ☐ その他（ ） オ 任意代理人が請求する場合、次の書類を提出してください。 請求資格確認書類 ☐ 委任状 ☐ その他（ ）	利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日	開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号: _____、日付: 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等 _____	利用停止請求の趣旨及び理由	(趣旨) □第1号該当 → □利用の停止 □消去 □第2号該当 → 提供の停止 (理由)	第22号様式（第30条関係） 保有個人情報利用停止請求書 年 月 日 海老名市長 殿 (ふりがな) 氏名 _____ 住所又は居所 〒 _____ 電話番号 () _____ 個人情報の保護に関する法律第99条第1項の規定に基づき、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。 1 利用停止請求の内容 <table border="1"> <tr> <td>利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日</td><td>年 月 日</td></tr> <tr> <td>開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報</td><td>開示決定通知書の文書番号: _____、日付: 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等 _____</td></tr> <tr> <td>利用停止請求の趣旨及び理由</td><td>(趣旨) □第1号該当 → □利用の停止 □消去 □第2号該当 → 提供の停止 (理由)</td></tr> </table> 2 本人確認等 ア 請求者 ☐ 本人 ☐ 法定代理人 ☐ 任意代理人 イ 請求者本人確認書類 ☐ 運転免許証 <u>☐ 健康保険被保険者証</u> ☐ 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） ☐ 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 ☐ その他（ ） ※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。 ウ 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。） (ア) 本人の状況 ☐ 未成年者（ 年 月 日生） ☐ 成年被後見人 ☐ 任意代理人委任者 (イ) (ふりがな) 本人の氏名 _____ (ウ) 本人の住所又は居所 _____ エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 ☐ 戸籍謄本 ☐ 登記事項証明書 ☐ その他（ ） オ 任意代理人が請求する場合、次の書類を提出してください。 請求資格確認書類 ☐ 委任状 ☐ その他（ ）	利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日	開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号: _____、日付: 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等 _____	利用停止請求の趣旨及び理由	(趣旨) □第1号該当 → □利用の停止 □消去 □第2号該当 → 提供の停止 (理由)
利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日												
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号: _____、日付: 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等 _____												
利用停止請求の趣旨及び理由	(趣旨) □第1号該当 → □利用の停止 □消去 □第2号該当 → 提供の停止 (理由)												
利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日												
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号: _____、日付: 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等 _____												
利用停止請求の趣旨及び理由	(趣旨) □第1号該当 → □利用の停止 □消去 □第2号該当 → 提供の停止 (理由)												

(案)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に行われているこの規則による改正前の海老名市個人情報の保護に関する法律等の施行に関する規則（以下「旧規則」という。）に規定する様式による請求は、この規則による改正後に規定する相当様式による請求とみなす。

3 旧規則に定める様式に基づいて作成した用紙は、この規則の施行後においても当分の間、必要な調整をして使用することができる。

個 情 第 2631 号
令和 6 年 11 月 27 日

各都道府県個人情報保護担当課
各都道府県市区町村担当課
各指定都市個人情報保護担当課

} 御中

個人情報保護委員会事務局
個人情報保護制度担当室
参 事 官

個人情報の保護に関する法律施行規則、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）及び個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）の改正について（通知）

各地方公共団体におかれましては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）の規定に基づき、平素より個人情報の適正な取扱いに御尽力を賜りまして、御礼申し上げます。

この度、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和 6 年政令第 260 号）により、個人情報の保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 507 号。以下「政令」という。）の改正が行われたこと等に伴い、下記のとおり、個人情報の保護に関する法律施行規則（平成 28 年個人情報保護委員会規則第 3 号。以下「規則」という。）、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）（以下「ガイドライン（行政機関等編）」という。）及び個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）（以下「事務対応ガイド」という。）の改正を行いましたので、通知します。

改正後の規則、ガイドライン（行政機関等編）及び事務対応ガイドの本文及び新旧対照表については、個人情報保護委員会のHP（<https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/>）の規則、ガイドライン（行政機関等編）及び事務対応ガイドの項目を、御参照ください。

なお、各都道府県市区町村担当課におかれましては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）、一部事務組合、広域連合及び地方独立行政法人に対して、この旨遺漏無く周知いただきますようお願いします。

記

1 改正概要

（1）規則

- ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 48 号）の施行及び政令の改正に伴う所要の改正

（2）ガイドライン（行政機関等編）

- ・個人情報保護法別表第 1 の改正に伴う所要の改正
- ・軽微な文言等の修正

(3) 事務対応ガイド

- ・政令第1条及び第22条並びに規則第3条、第4条及び第54条の改正に伴う所要の改正
- ・軽微な文言等の修正

2 施行日

(1) ガイドライン（行政機関等編） 令和6年11月27日（公布日）

(2) 規則及び事務対応ガイド 令和6年12月2日

個人情報保護委員会事務局
個人情報保護制度担当室

担当者：山田
Tel：03-6457-9748（直通）
E-mail：g.1genka.a2d@ppc.go.jp

個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）

（対照表）※改正箇所の項目番号等は、改正前の該当箇所を指す。

改正箇所	改正前	改正後
【改正等履歴】	（記載なし）	<u>令和 6 年 12 月 政令及び規則改正に係る改正内容（令和 6 年 12 月 2 日施行に係るもの）を反映したほか所要の修正を行った。</u>
【凡例】 注)	その他の法令に係る条文は、 <u>令和 6 年 4 月 1 日時点の条番号を示すものとする。</u>	その他の法令に係る条文は、 <u>令和 6 年 12 月 2 日時点の条番号を示すものとする。</u>
3-1-1 (1) ① 表中	<u>社会保障制度改革推進本部 持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（平成25年法律第112号）第7条</u>	<u>健康・医療戦略推進本部 健康・医療戦略推進法（平成 26 年法律第 48 号）第 20 条</u>
3-1-1 (1) ① 表中	<u>新型インフルエンザ等対策推進会議 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 70 条の 2</u>	<u>国際博覧会推進本部 令和七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律（平成 31 年法律第 18 号）第 2 条</u>
3-1-1 (1) ① 表中	<u>国際博覧会推進本部 令和七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律（平成 31 年法律第 18 号）第 2 条</u>	<u>新型インフルエンザ等対策推進会議 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 70 条の 2</u>
3-1-1 (1) ① 表中	（記載なし）	<u>船舶活用医療推進本部 災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する法律（令和 3 年法律第 79 号）第 7 条</u>
3-1-1 (1) ① 表中	（記載なし）	<u>認知症施策推進本部 共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和 5 年法律第 65 号）第 26 条</u>
3-1-1 (1) ①	注) 以上は <u>令和 6 年 4 月 1 日</u> 時	注) 以上は <u>令和 6 年 11 月 27 日</u>

表 注)	点において存続するもの	時点において存続するもの
3-2-2 政令第 1 条	(3) <u>国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）第 14 条に規定する基礎年金番号</u> (4) <u>道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 93 条第 1 項第 1 号の免許証の番号</u> (5) <u>住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 7 条第 13 号に規定する住民票コード</u> (6) <u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 5 項に規定する個人番号</u> (7) <u>次に掲げる証明書にその発行を受ける者ごとに異なるものとなるように記載された個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号</u> イ <u>国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 9 条第 2 項の被保険者証</u> ロ <u>高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 54 条第 3 項の被保険者証</u> ハ <u>介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 12 条第 3 項の被保険者証</u> (8) <u>その他前各号に準ずるものとして個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号</u>	(3) <u>国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 111 条の 2 第 1 項に規定する被保険者記号・番号等</u> (4) <u>国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）第 14 条に規定する基礎年金番号</u> (5) <u>道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 93 条第 1 項第 1 号の免許証の番号</u> (6) <u>住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 7 条第 13 号に規定する住民票コード</u> (7) <u>高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 161 条の 2 第 1 項に規定する被保険者番号等</u> (8) <u>介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 12 条第 3 項の被保険者証にその発行を受ける者ごとに異なるものとなるように記載された個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号</u> (9) <u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 5 項に規定する個人番号</u> (10) <u>その他前各号に準ずるものとして個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号</u>
3-2-2	<u>令第 1 条第 7 号の個人情報保護</u>	<u>令第 1 条第 8 号の個人情報保護</u>

規則第 3 条	委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号は、<u>次の各号に掲げる証明書ごとに、それぞれ当該各号に定めるものとする。</u> (1) <u>令第 1 条第 7 号イに掲げる証明書 国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 111 条の 2 第 1 項に規定する保険者番号及び被保険者記号・番号</u> (2) <u>令第 1 条第 7 号ロに掲げる証明書 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 161 条の 2 第 1 項に規定する保険者番号及び被保険者番号</u> (3) <u>令第 1 条第 7 号ハに掲げる証明書 同号ハに掲げる証明書の番号及び保険者番号</u>	委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号は、<u>同号に規定する被保険者証の番号及び保険者番号とする。</u>
3-2-2 規則第 4 条	<u>令第 1 条第 8 号の個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする</u>	<u>令第 1 条第 10 号の個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。</u>
3-2-2 規則第 4 条	(5) 私立学校教職員共済法（昭和 28 年法律第 245 号）第 45 条第 1 項に規定する<u>保険者番号及び加入者等記号・番号</u> (6) 国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号）第 112 条の 2 第 1 項に規定する<u>保険者番号及び組合員等記号・番号</u> (7) 地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）第 144 条の 24 の 2 第 1 項に	(5) 私立学校教職員共済法（昭和 28 年法律第 245 号）第 45 条第 1 項に規定する<u>加入者等記号・番号等</u> (6) 国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号）第 112 条の 2 第 1 項に規定する<u>組合員等記号・番号等</u> (7) 地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）第 144 条の 24 の 2 第 1 項に規定する<u>組合員等記号・番号等</u>

	規定する <u>保険者番号及び組合員等記号・番号</u>	
4-5-1 【該当し得る法令の例】	・ 刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 197 条第 2 項及び第 507 条	・ 刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 197 条第 2 項及び第 508 条第 2 項
6-1-2-2 政令第 22 条	<u>、健康保険の被保険者証</u>	(削除)
6-1-2-2 【表 1】(1)ア	・ 運転免許証、健康保険の <u>被保険者証</u> 、個人番号カード、住民基本台帳カード（住所記載があるもの）、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書、小型船舶操縦免許証、運転経歴証明書、猟銃・空気銃所持許可証、宅地建物取引士証、国民健康保険の <u>被保険者証</u> 、後期高齢者医療保険の <u>被保険者証</u> 、船員保険の <u>被保険者証</u> 、 <u>共済組合員証</u> 、恩給証書、	・ 運転免許証、健康保険の <u>資格確認書</u> 、個人番号カード、住民基本台帳カード（住所記載があるもの）、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書、小型船舶操縦免許証、運転経歴証明書、猟銃・空気銃所持許可証、宅地建物取引士証、国民健康保険の <u>資格確認書</u> 、後期高齢者医療保険の <u>資格確認書</u> 、船員保険の <u>資格確認書</u> 、 <u>私立学校教職員共済制度の資格確認書</u> 、 <u>国家公務員共済組合の資格確認書</u> 、 <u>地方公務員共済組合の資格確認書</u> 、恩給証書、
6-1-2-2 【表 1】(1)ア	② <u>被保険者証</u> については	② <u>資格確認書</u> については
6-1-2-2【表 1】注 2	【 <u>被保険者証</u> の取扱い】医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（令和元年法律第 9 号）により、保険者番号及び被保険者等記号・番号について、「告知要求制限」の規定が設けられていることから、告知要求制限に抵触することのないよう、 <u>被保険者証</u> の取扱いには十分注意する	【 <u>資格確認書</u> の取扱い】医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（令和元年法律第 9 号）により、保険者番号及び被保険者等記号・番号について、「告知要求制限」の規定が設けられていることから、告知要求制限に抵触することのないよう、 <u>資格確認書</u> の取扱いには十分注意する
6-1-2-2【表 1】注 3	【複数の者が記載された書類】	【複数の者が記載された書類】複

	複数の者の氏名が記載された <u>被保険者証</u> は、そこに記載された他の者によるなりすまし請求が行われることもあり得ると考えられることから、例えば、比較的年齢の近い兄弟の一方が請求している場合などのように <u>被保険者証</u> のみで本人確認をしにくい場合においては	数の者の氏名が記載された <u>資格確認書等</u> は、そこに記載された他の者によるなりすまし請求が行われることもあり得ると考えられることから、例えば、比較的年齢の近い兄弟の一方が請求している場合などのように <u>資格確認書等</u> のみで本人確認をしにくい場合においては
7-4-5 規則第 54 条	<u>、健康保険の被保険者証</u>	(削除)
7-4-7(1)①	<u>、「健康保険の被保険者証」</u>	(削除)
8-2 政令第 32 条	その所掌に係るものを、内閣総務官、国家安全保障局長、	その所掌に係るものを、内閣総務官、 <u>内閣感染症危機管理監</u> 、国家安全保障局長、
標準様式 2-1 4 保有個人情報開示請求書	☐ 健康保険被保険者証	(削除)
標準様式 2-1 (説明)5(1)	<u>、健康保険の被保険者証</u>	(削除)
標準様式 2-1 (説明)5(2)	<u>被保険者証</u> を複写機により複写したものを提出する場合は、	<u>資格確認書等</u> を複写機により複写したものを提出する場合は、
標準様式 2-1 (説明)5(3)	委任状その他その資格を証明する書類(ただし、開示請求の前 30 日以内に作成されたものに限ります。)を <u>提出</u> してください。	委任状その他その資格を証明する書類(ただし、開示請求の前 30 日以内に作成されたものに限ります。)を <u>提示</u> し、又は <u>提出</u> してください。
標準様式 2-1 (説明)5(3)	本人に対し一に限り発行される書類の写しを併せて <u>提出</u> してください。なお、委任状は、その複写物による <u>提出</u> は認められません。	本人に対し一に限り発行される書類の写しを併せて <u>提示</u> し、又は <u>提出</u> してください。なお、委任状は、その複写物による <u>提示</u> 又は <u>提出</u> は認められません。
標準様式 2-16 2 保有個人情報訂正請求書	☐ 健康保険被保険者証	(削除)
標準様式 2-16 (説明)6(1)	<u>、健康保険の被保険者証</u>	(削除)
標準様式 2-16	<u>被保険者証</u> を複写機により複写	<u>資格確認書等</u> を複写機により複写

(説明)6(2)	したものを提出する場合は、	写したものを提出する場合は、
標準様式 2-16 (説明)6(3)	委任状その他その資格を証明する書類（ただし、訂正請求の前 30 日以内に作成されたものに限り、）を <u>提出</u> してください。	委任状その他その資格を証明する書類（ただし、訂正請求の前 30 日以内に作成されたものに限り、）を <u>提示</u> し、又は <u>提出</u> してください。
標準様式 2-16 (説明)6(3)	本人に対し一に限り発行される書類の写しを併せて <u>提出</u> してください。なお、委任状は、その複写物による <u>提出</u> は認められません。	本人に対し一に限り発行される書類の写しを併せて <u>提示</u> し、又は <u>提出</u> してください。なお、委任状は、その複写物による <u>提示</u> 又は <u>提出</u> は認められません。
標準様式第 2-24 2 保有個人情報利用停止請求書	☐ 健康保険被保険者証	(削除)
標準様式第 2-24 (説明)6(1)	<u>健康保険の被保険者証</u>	(削除)
標準様式第 2-24 (説明)6(2)	<u>被保険者証</u> を複写機により複写したものを提出する場合は、	<u>資格確認書等</u> を複写機により複写したものを提出する場合は、
標準様式第 2-24 (説明)6(3)	委任状その他その資格を証明する書類（ただし、利用停止請求の前 30 日以内に作成されたものに限り、）を <u>提出</u> してください。	委任状その他その資格を証明する書類（ただし、利用停止請求の前 30 日以内に作成されたものに限り、）を <u>提示</u> し、又は <u>提出</u> してください。
標準様式第 2-24 (説明)6(3)	本人に対し一に限り発行される書類の写しを併せて <u>提出</u> してください。なお、委任状は、その複写物による <u>提出</u> は認められません。	本人に対し一に限り発行される書類の写しを併せて <u>提示</u> し、又は <u>提出</u> してください。なお、委任状は、その複写物による <u>提示</u> 又は <u>提出</u> は認められません。
標準様式 3-1 5 (1) (注 2)	<u>健康保険の被保険者証</u>	(削除)